

不良住宅除却費補助事業

【事業説明】

- ・不良住宅（居住その他の使用がなされていないことが常態である建築物で、倒壊するおそれがあるなど保安上著しく危険な状態にあるもの。）の除却において、対象経費の8/10を乗じて得た額を助成対象とし、その1/2を補助する。（ただし、補助額は上限50万円とする。）
- ・助成対象費用の除却工事費については、除却工事費の1㎡当りの額（一定の単価の上限あり）に、不良住宅の延べ床面積を乗じて得た額を限度とする。
- ・不良住宅については、住宅地区改良法で定める不良度判定が100点以上のものをいう。
- ・本事業は、事業主体を民間とし、要綱で定める必要書類を提出し、承認を得た者に対して補助を行う。
- ・除却工事の着工は、補助金交付審査がすべて終わってから可能となるので注意。

《年度計画表》 ※下記の年間計画は目安になります。年によって変わる場合があります。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
交付申請 (町→国(県))	●	事業準備期間										
交付決定	●		●									
要綱作成	●		●									
公募・受付			●	●	●	●	●	●	●	●		
審査			●	●	●	●	●	●	●	●	●	
補助金請求に 関わる事務											●	●

【主な提出物】

- ◎要綱で定める申請書類
- ◎名寄帳兼課税台帳
- ◎建物の登記事項証明書
- ◎図面
- ◎工事契約書の写し
- ◎除却工事等の領収書